

東京都消費生活総合センターから適格消費者団体に対する情報支援について

平成 27 年 12 月 4 日

特定非営利活動法人 消費者機構日本

磯辺浩一

1. 適格消費者団体から情報提供申請に対する情報支援の現状

- (1) 消費者契約法第 40 条にもとづく PIO-NET 情報の提供
- (2) 前項の情報のうち、東京都消費生活総合センターで受け付けたものについて、相談過程で入手した事業者作成資料（契約書・パンフレット等）を、契約者個人を特定できないようにしたうえで提供（都内所在の適格消費者団体とは、情報提供に係る覚書あり。）

2. 都内所在の適格消費者団体に対する情報支援の拡充の検討

平成 27 年度当初より、東京都消費生活総合センター、消費者庁消費者制度課、（公社）全国消費生活相談員協会、特定非営利活動法人消費者機構日本で協議し、下記の点を検討中。

- (1) 都内所在の適格消費者団体が端緒情報の入手を拡充できる支援として、東京都消費生活総合センターで受付けた相談の中で、事業者の行為が消費者契約法等に照らして不当と考えられる場合、相談員が当該事案の相談者に都内所在の適格消費者団体を紹介する。

添付資料① 相談員の皆様へ 相談者に情報提供のご依頼をお願いします。

添付資料② 相談者の皆様へ 情報提供のお願い

ただし、あらかじめ適格消費者団体に関心を有する業種等に係る事案に限定した対応とするかどうか、引き続き検討。

- (2) 前項の他、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する端緒情報の提供のあり方については、東京都において引き続き検討。

以上